

益田市発注工事等における情報共有システムの取り扱いについて

総務部総務管財課入札監理室

(趣旨)

第1 この取り扱いは、益田市が発注する工事及び業務委託等において、情報共有システム（以下「システム」という。）を利用するにあたり必要な事項を次のとおり定める。

(目的)

第2 システム導入による受発注者間協議の簡素化によって業務効率化を目的とする。

(定義)

第3 この取り扱いで用いる用語の定義を以下に示す。

(1) システム

情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で工事目的物、設計成果等を施工・管理・作成するうえで必要な情報を電子的に一元管理・共有し、相互利用を図るためのサービスまたはその仕組み自体のこと。

(2) 工事帳票

「指示」、「協議」、「通知」、「承諾」、「提出」、「報告」、「その他」の行為に必要な書類（工事打合簿等）及びその添付資料をいう。

(3) 業務委託帳票

「指示」、「協議」、「通知」、「承諾」、「提出」、「報告」、「その他」の行為に必要な書類（業務打合簿等）及びその添付資料をいう。

(対象工事)

第4 益田市が発注する全工事を対象とし、受注者からシステム利用の申し出があった場合、発注者は応じなければならない。

(対象業務委託)

第5 益田市が発注する全業務委託を対象とし、受注者からシステム利用の申し出があった場合、発注者は応じなければならない。

(使用システム)

第6 使用するシステムは下表から受注者が選択する。なお、これによりがたい場合は受発注者協議により決定すること。

	システム名称	提供会社
1	現場クラウドOne	(株)現場サポート
2	電納ASPer (デンノエスパー)	(株)建設総合サービス
3	工事監理官	日本電気(株)
4	Information bridge	(株)アイサス
5	工事情報共有システム	(株)建設システム
6	Being Collaboration	(株)ビーイング

(システム利用者)

第7 発注者における利用者は、監督員、主任監督員、総括監督員、検査官を基本とし、初回協議において決定すること。なお、利用者は上記によらず適宜変更できるものとし、書類決裁において必要と判断される場合は、担当部長、技術監、技術監補佐等を適宜追加すること。

(対象書類)

第8 システムの対象書類は、受発注者間でやり取りを行う工事帳票及び業務委託帳票（以下、「工事帳票等」という。）とするが、契約書等電子決裁によらないものは対象外とする。

(決裁)

愛9 システムを利用した電子決裁とし、システムを利用する場合、工事帳票等の紙決裁は不要とする。

(電子署名・電子押印)

第10 システムで処理を行う工事帳票等における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認める。

(電子納品・検査・成果品の保管)

第11 電子納品・成果品の保管については、電子納品運用ガイドライン（簡易版）〔益田市〕に基づき、実施する。システムで作成・決裁した工事帳票等は電子納品のその他フォルダに格納する。

(システム使用料[工事])

第12 システム使用に要する登録料及び利用料は技術管理費として共通仮設費率に含まれる。

(システム使用料[業務委託])

第13 システム使用に要する登録料及び利用料は測量業務は間接測量費、地質調査業務は業務管理費、設計業務は間接原価に含まれる。

(その他)

第14 本取り扱いに定めのない事項については、受発注者が協議のうえ、決定する。

附則

- 1 この取り扱いは、令和6年 4月 1日から施行する。
- 2 この取り扱いは、令和7年 5月20日から施行する。